

東京医療保健大学立川看護学部学生生活支援委員会規程

(設置)

第1条 立川看護学部の教育の質的向上に向けて、学生の生活全般に関する支援体制を整えるため、立川看護学部学生生活支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 教授会において任命する教員。
- (2) 立川事務部長。
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 生活支援（学生相談・健康管理・奨学金）に関すること。
- (2) 学生便覧に関すること。
- (3) 課外活動、学友会活動に関すること。
- (4) 大学祭に関すること。
- (5) コンタクトグループに関すること。
- (6) その他。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、教授会において任命する。

(議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(開催日)

第6条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は令和2年4月1日から施行する。